

# かざま うら

## 議会だより



令和3年8月10日豪雨災害  
下風呂畑尻地区国道

# No. 105

令和3年10月発行

■発行:青森県風間浦村議会  
■編集:議会広報編集委員会  
〒039-4502 青森県下北郡  
風間浦村大字易国間字大川目28-5  
TEL 0175-35-2115  
FAX 0175-35-2403

### 目次

- 定例会のあらまし . . . . . P 2
- 令和2年度決算を認定 . . . . . P 7
- 全協・各種委員会報告 . . . . . P10
  - 全員協議会
  - 総務常任委員会
  - 大間原子力発電所対策特別委員会
  - 議会運営委員会
- 一般質問 . . . . . P14
- ちょっと一言・編集後記 . . . . . P16

令和2年度一般会計歳出決算

34億6,201万円 認定



令和3年第3回定例会が9月27日開会され、報告3件・専決処分4件・決算認定7件・条例1件・人事8件・補正予算5件・権利放棄3件・計画1件・意見書1件を含む全議案を全会一致で承認、同意、認定及び可決し会期を2日間繰り上げて同日に閉会。

9月定例会

人事案

全会一致同意

★風間浦村教育委員会教育長の任命につき同意を求める：無記名投票

内容：現任の教育長の任期満了（9月30日）に伴う教育長の任命。（新任）

（新任期：令和3年10月1日から令和6年9月30日まで）

村上純一氏



村上純一 新教育長

★易国間財産区管理委員会委員の選任につき同意を求める（7名）：一括採決

内容：現任の委員の任期満了（10月3日）に伴う委員の選任。（再任）

（新任期：令和3年10月4日から令和7年10月3日まで）

阿部利行氏、工藤豊彦氏、家政勝行氏、中嶋茂氏、濱邊俊一氏、浜辺久氏、松原弘幸氏

★選挙管理委員会委員（4名）及び同補充員（4名）：議長による指名推選

内容：現任の委員の任期満了（9月30日）に伴う委員の選任。

（新任期：令和3年10月1日から令和

7年9月30日まで）

◎選挙管理委員会委員

濱邊緑氏、池田修氏、川崎たつ子氏、金橋謙一氏

◎同補充員

濱邊満里氏、小館勝己氏、酢谷靖子氏、木下光子氏

※指名推選とは

議会において、議長などの選挙を行うに際し、議員に異議がないときに特定の候補者をあらかじめ指定して会議に諮り、全員の同意によりそのものを当選人とする方法。



人事案開票の様子

報

告

★令和2年度風間浦村一般会計継続費精算報告書

内容：継続費により実施した下風呂温泉整備事業の継続年度終了に伴う報告。

★令和2年度風間浦村健全化判断比率の報告（表1参照）



富岡 宏村長



杉山 太議長

内容：令和2年度一般会計等決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項の報告  
↓ 比率は健全段階

表1 《令和2年度風間浦村健全化判断比率》

|                  |                  |
|------------------|------------------|
| 実質赤字比率<br>(注1)   | 連結実質赤字比率<br>(注2) |
| －%<br>(15.0%)    | －%<br>(20.0%)    |
| 実質公債費比率<br>(注3)  | 将来負担比率<br>(注4)   |
| 13.4%<br>(25.0%) | 0.2%<br>(350.0%) |

※(一)内は、当村の早期健全化基準比率(注5)である。

※実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は「－」で標記。

(注1) 実質赤字比率・一般会計等に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものの。

(注2) 連結実質赤字比率・企業会計を含む「地方公共団体の全会計」に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表したものの。

(注3) 実質公債費比率・地方公共団体の借入金(地方債)の返済額(公債費)の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものの。

(注4) 将来負担比率・地方公共団体の借入金(地方債)など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合を表したものの。

(注5) 早期健全化基準比率・地方公共団体

表2 《令和2年度風間浦村資金不足比率》

| 特別会計の名称 | 資金不足比率<br>(注6) | 備考 |
|---------|----------------|----|
| 水道特別会計  | －%             |    |

内容：令和2年度公営企業等(簡易水道事業)決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項の報告  
↓ 比率は健全段階

★令和2年度風間浦村資金不足比率の報告(表2参照)

が、財政収支が不均衡な状況その他の財政が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として定められた数値。

※経営健全化基準比率(注7)は、20・0%である。

※資金不足比率が算定されない場合は「－」で標記。

(注6) 資金不足比率・公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率で経営状態の悪化の度合いを示す指標ともいう。

(注7) 経営健全化基準比率・地方公共団体が、自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、資金不足比率について定められた数値。

専決処分承認案

全会一致承認

☆風間浦村手数料徴収条例の一部改正（8月31日付）

内容：関係する法律の一部改正に伴い、個人番号カード再交付手数料を廃止するための改正。

☆令和3年度一般会計補正予算（7月20日付）

内容：既定の歳入歳出予算に600万円を追加し、歳入歳出の総額を26億4千304万3千円とする。

歳入の主なもの

- ・ 財政調整基金繰入金 600万円の追加

歳出の主なもの

- ・ 消費喚起プレミアム商品券発行事業補助金 600万円の追加

☆令和3年度一般会計補正予算（8月10日付）

内容：豪雨災害による災害救助関係経費。既定の歳入歳出予算に2千万円追加し、歳入歳出予算の総額を26億6千304万3千円とする。

歳入の主なもの

- ・ 財政調整基金繰入金 2千万円の追加

歳出の主なもの

- ・ 災害による被災者及び避難所への避難者対応経費 2千万円の計上及び追加

☆令和3年度一般会計補正予算、令和3年度簡易水道特別会計補正予算（8月16日付）

一般会計補正内容

豪雨災害による災害復旧関連経費。既定の歳入歳出予算に1億7千823万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を28億4千128万1千円とする。

歳入の主なもの

- ・ 災害復旧費国庫負担金 2千万円の計上
- ・ 災害復旧事業債 1億2千50万円の計上
- ・ 財政調整基金繰入金 3千万円の追加

歳出の主なもの

- ・ 災害廃棄物処理費 2千440万円の計上
- ・ 地域情報通信施設災害復旧工事請負費 8千138万円の計上
- ・ 下風呂地区河川災害復旧工事請負費 3千100万円の追加

簡易水道特別会計補正内容

既定の歳入歳出予算に2千700万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億8千627万円とする。

歳入の主なもの

- ・ 簡易水道施設災害復旧費補助金 720万円の追加
- ・ 簡易水道施設災害復旧事業債 1千590万円の計上

歳出の主なもの

- ・ 仮設急速ろ過機リース料 254万1千円の追加
- ・ 下風呂地区災害復旧応急工事請負費 1千761万1千円の計上

決算認定案

全会一致認定

☆令和2年度風間浦村一般会計歳入歳出決算認定

☆令和2年度風間浦村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定

☆令和2年度風間浦村簡易水道特別会計歳入歳出決算認定

☆令和2年度風間浦村介護保険特別会計歳入歳出決算認定

☆令和2年度風間浦村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定

☆令和2年度風間浦村下風呂財産区一般会計歳入歳出決算認定

☆令和2年度風間浦村易国間財産区一般会計歳入歳出決算認定

※決算額等の内容については、当広報7ページをご覧ください。

条例案

全会一致可決

☆風間浦村過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例

内容：過疎地域の持続的発展の支援に関する

特別措置法の施行により固定資産税の課税免除に関する事項を定める。

## 計画案 全会一致可決

### ☆風間浦村過疎地域持続的発展計画

内容：過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に基づき、令和3年度から令和7年度までの前期5ヶ年の事業計画を策定する。

## 権利放棄 全会一致可決

### ☆風間浦村土地貸付料の不納欠損に係る請求権の権利放棄

内容：借受人の死亡後に相続人全員が相続放棄したため、債権回収が困難となったことによるもの。

### ☆風間浦村介護保険料の不納欠損に係る請求権の権利放棄

内容：死亡若しくは生活保護受給者で生活保護廃止の見込みがなく、債権回収が困難となったことによるもの。

### ☆風間浦村下風呂財産区引湯使用料の不納欠損に係る請求権の権利放棄

内容：相続放棄によるもの、また時効の中断もなく年数が経過したもので、権利行使が困難となったことによるもの。

## 補正予算案 全会一致可決

### ☆令和3年度一般会計及び特別会計補正予算

#### ○一般会計補正予算

内容：既定の歳入歳出予算に2億7千338万2千円の追加で、歳入歳出予算の総額を31億1千466万3千円とする。

#### 歳入の主なもの

- ・普通交付税 2億3千886万5千円の追加
- ・新型コロナウイルススワクチン接種対策費負担金 221万5千円の追加
- ・前年度繰越金 1千868万9千円の追加
- ・臨時財政対策債 1千250万円の追加

#### 歳出の主なもの

- ・災害用移動式かまど等購入費 150万円の計上
- ・役場庁舎等整備事業基本構想策定業務委託料 200万円の計上
- ・地域福祉計画策定支援業務委託料 207万4千円の計上
- ・新型コロナウイルススワクチン接種委託料 221万5千円の追加
- ・風間浦村すこやか出産祝金 30万円の計上
- ・漁船保全施設修理補助金 645万3千円の計上

#### ○簡易水道特別会計補正予算

内容：既定の歳入歳出予算に223万2千円の追加で、歳入歳出予算の総額を4億8千850万2千円とする。

#### 歳入の主なもの

- ・前年度繰越金 223万2千円の追加

#### 歳出の主なもの

- ・水道管整備工事請負費 50万円の追加
- ・予備費 118万8千円の追加

#### ○介護保険特別会計補正予算

内容：既定の歳入歳出予算に2千686万3千円の追加で、歳入歳出予算の総額を3億5千890万7千円とする。

#### 歳入の主なもの

- ・過年度分介護給付費交付金 89万2千円の追加
- ・前年度繰越金 2千597万1千円の追加

#### 歳出の主なもの

- ・国庫支出金等過年度分返還金 811万2千円の追加
- ・介護保険納付費準備基金積立金

意見書案

全会一致可決

600万円の追加

- ・ 予備費 527万1千円の追加

○下風呂財産区一般会計補正予算

内容：既定の歳入歳出予算に435万3千円の追加で、歳入歳出予算の総額を491万9千円とする。

歳入の主なもの

- ・ 前年度繰越金

435万3千円の追加

歳出の主なもの

- ・ 下風呂財産区整備基金積立金
- ・ 430万円の追加
- ・ 予備費 5万3千円の追加

○易国間財産区一般会計補正予算

内容：既定の歳入歳出予算に71万5千円の追加で、歳入歳出予算の総額を104万7千円とする。

歳入の主なもの

- ・ 前年度繰越金 71万5千円の追加

歳出の主なもの

- ・ 予備費 66万3千円の追加



☆コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

《可決された意見書内容》

- 1 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。
- 2 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。
- 3 令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとする。
- 4 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的

軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。

- 5 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

《意見書提出先》

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣

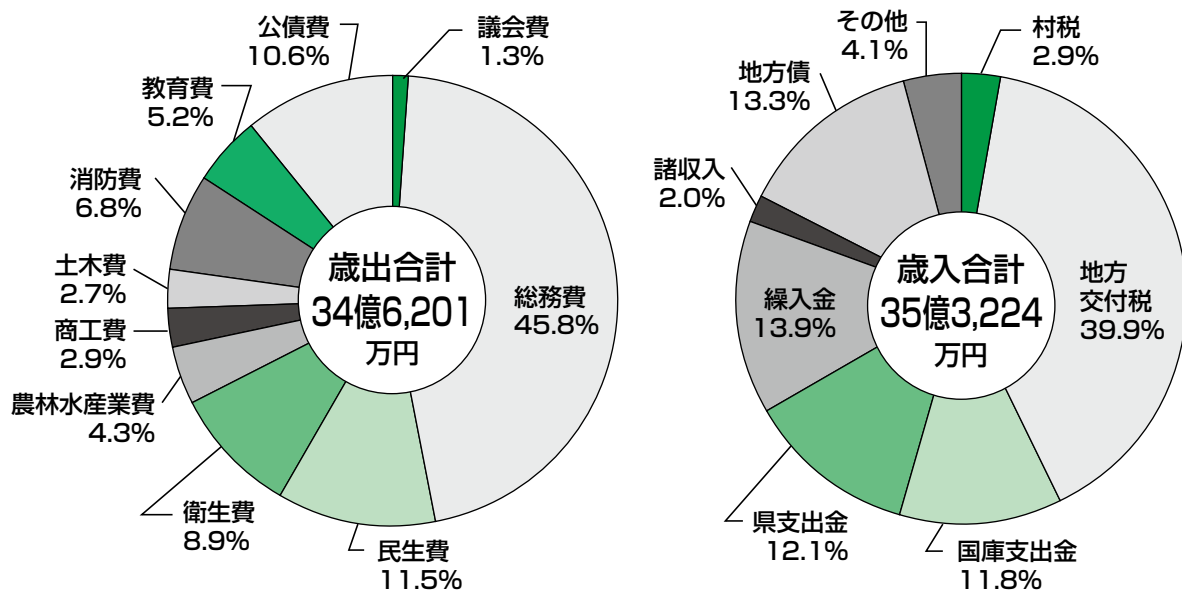


採決の様子

## 令和 2 年度 一般会計決算状況

| 区 分                                    | 令和 2 年度決算額      | 令和元年度決算額        |
|--|-----------------|-----------------|
| 1. 歳入総額                                | 3,532,245,718 円 | 2,760,519,149 円 |
| 2. 歳出総額                                | 3,462,012,052 円 | 2,682,535,545 円 |
| 3. 歳入歳出差引額                             | 70,233,666 円    | 77,983,604 円    |
| 4. 翌年度へ繰越すべき財源                         | (1) 継続費通次繰越額    | 0 円             |
|  | (2) 繰越明許費繰越額    | 1,544,000 円     |
|  | (3) 事故繰越し繰越額    | 0 円             |
|  | 計               | 1,544,000 円     |
| 5. 実質収支額                               | 68,689,666 円    | 76,857,604 円    |
| 6. 実質収支額のうち地方自治法第 233 条の 2 の規定による基金繰入額 | 40,000,000 円    | 40,000,000 円    |

## 令和 2 年度 一般会計歳入歳出決算構成図



## 令和 2 年度 特別会計決算状況

| 会 計 別       | 歳 入                        | 歳 出                        | 差 引                      |
|-------------|----------------------------|----------------------------|--------------------------|
| 国民健康保険特別会計  | 242,785 千円<br>(279,037 千円) | 236,809 千円<br>(276,155 千円) | 5,976 千円<br>(2,882 千円)   |
| 簡易水道特別会計    | 158,217 千円<br>(149,382 千円) | 155,229 千円<br>(147,846 千円) | 2,988 千円<br>(1,536 千円)   |
| 介護保険特別会計    | 365,648 千円<br>(363,984 千円) | 338,676 千円<br>(326,388 千円) | 26,972 千円<br>(37,596 千円) |
| 後期高齢者医療特別会計 | 30,610 千円<br>(32,412 千円)   | 30,610 千円<br>(32,412 千円)   | 0 円<br>(0 円)             |
| 下風呂財産区一般会計  | 13,667 千円<br>(16,277 千円)   | 9,013 千円<br>(12,358 千円)    | 4,654 千円<br>(3,919 千円)   |
| 易国間財産区一般会計  | 1,022 千円<br>(855 千円)       | 207 千円<br>(76 千円)          | 815 千円<br>(779 千円)       |

( ) 内は、令和元年度決算額。



【用語解説】

- 決算** 年度（4月～翌年3月）における、歳入歳出予算に基づく収入と支出の結果を集計した計算書で、予算を執行した結果どのような成果を挙げたかを示す成果報告書でもあります。
- 一般会計** 地方公共団体の行政運営にあたり、基本的な経費を網羅している会計です。
- 特別会計** 特定の歳入を特定の歳出に充てて、一般会計と区分して経理する会計です。
- 地方交付税** 地方公共団体の財源の均衡化を図り、かつ必要な財源を保障するため、国税のうちから一定の基準で国が地方公共団体に交付するものです。
- 実質収支額** 歳入決算額から歳出決算額を差し引いた額から、翌年度へ繰越すべき財源を差し引いた額。実質収支は、地方公共団体の財政運営の良否を判断する重要なポイントではあるが、地方公共団体は営利を目的としていないので、黒字の額が多ければ良いというものではありません。
- 地方債** 地方公共団体が資金調達のために負担する債務であって、その返済が一般会計年度を超えて将来に渡って少しずつ返済していくもので、いわゆる「村の借金」です。
- 繰越明許費** 歳出予算の一部で、その性質上又は予算成立後の事由により、翌年度に繰り越して使用することが認められている。この翌年度に繰り越して使用することができる経費のこと。
- 事故繰越し** 歳出予算の経費のうち、避けがたい事故のために年度内に支出が終わらなかったものを翌年度に繰り越して使用すること。

令和3年8月3日か

審査の期間

- ・ 財産に関する調査
- ・ 決算に係る主要な施策の成果に関する報告書

審査の対象

- 一般会計及び各特別会計歳入歳出決算
- 附属書類
- ・ 歳入歳出決算事項別明細書
- ・ 実質収支に関する調査



能登勝彦 監査委員

令和2年度一般会計・各特別会計決算審査

（監査委員意見書）

- 代表監査委員 佐賀 英樹
- 監査委員（議会選出） 能登 勝彦

審査の結果

ら5日までの3日間

審査された各会計歳入歳出決算、同決算事項別明細書、実質収支に関する調査等は、いずれも法令に準拠して作成されており、その計数については関係書類等と照合した結果、正確であると認められた。また、予算の執行及び関連する事務についても、適正に処理されているものと認められた。

令和2年度一般会計決算状況は

実質収支額は、6千869万円の黒字となっている。

●本村財政状況は

本村の歳入の39.9%を占める地方交付税が前年度比1.5%の増額となっているものの、人口減少に歯止めがかからない状況の中で、新型コロナウイルス感染症の対策等、今後も国の施策により、地方財政が大きく影響を受けることは必ずと思われる。

●地方債・基金は

令和2年度末地方債現在高は、対前年度1億1千481万1千円の増で、31億6千50万3千円となっている。基金の動向は、財政調整基金4千4万4千円の増、庁舎建設基金4千303万円の増、水産業振興基金5千720万円の減、電源立地地域対策事業基金3千994万8千円の減、過疎地域自立促進



特別基金3千190万9千円の増、ふるさと応援基金495万5千円の増、地域活性化基金1千289万9千円の減、核燃料サイクル交付金事業基金9千333万3千円の皆増等を含む各会計の基金合計は、対前年度1億59万2千円の増で、16億2千875万円となっている。しかしながら

今後の村財政を考えると、基金に関しては十分協議しながら計画的に運用していただきたい。

### ●収入未済額は

収入未済額は、村税40万円、固定資産税1千111万5千円、土地貸付料136万2千円、奨学資金貸付金416万2千円、国民健康保険税1千403万8千円、水道使用料974万2千円、介護保険料684万1千円及

び引湯使用料606万5千円が顕著なものであり、地方の景気回復の兆しが見えないことに加え地場産業の低迷等がその主な要因であると思われるが、村民税、固定資産税及び国民健康保険税における不納欠損処分が令和2年度において合計84万5千円にも及んでいる。

自主財源の根幹をなす税・料金等の収入確保は最優先課題であるものの、担当課において債権管理に差異が見られた。今後においては、全庁的な滞納対策

体制を一層強化し、税・料金ともに滞納発生後の迅速で適正な対応と負担の公平・公正の原則に立ち、悪質と判断される滞納者に対しては毅然とした対応を堅持し、未収金発生の防止及び早期回収に鋭意努力されたい。広域関

連の義務的経費となつていく組合負担が年々増加傾向にあり、加えて今後新たに施設整備計画が進むことにより更に村財政を圧迫していくことが懸念される。

### ●令和2年度財政健全化判断比率及び資金不足比率は

令和2年度決算に基

づく風間浦村財政健全化判断比率及び資金不足比率が、今期定例会に報告されるが、各指標については、特段の問題点はなかった。

しかしながら、自主財源が脆弱な本村の財政事情であるので、地方交付税が、今後どのように推移していくのかを見極め、安定した財政基盤の確立に向け一層の取組に努められたい。

### ●総体的に

予算執行においては、予算不用額について改善が見受けられるが、引き続き、適正な事務処理に努めてもらいたい。また、各種電算費用については、人口規模に関係なく整備が不可欠なことはやむを得ないが、総額予算が大きいので、機器更新やシステム改修等の際は十分精査し取り組む必要がある。

下風呂温泉「海峡の湯」が令和2年12月に開館し、村が施設運営しているが、まだ開業から1年が経過していないため、運営コスト等が手探りの状況である。温泉施設の性質上、想定外の多額な補修費等を要する場合があるので、日頃からの機械等の維持管理に努めることが必要である。

創意工夫のもと展開してもらいたい。介護保険特別会計においては、第8期介護保険事業計画に基づき高齢化への介護予防対策を強化し、健康寿命を延ばし介護給付費の抑制に努めてもらいたい。

桑畑温泉の運営にあたっては、一般財源から多額の繰入れを行って

いること等を踏まえ、将来的な運営を検討し抜本的な対処をする必要がある。水産業振興基金は、毎年の基金取り崩しにより、残高が減少していることを踏まえ、合併後の風間浦漁協と十分連携して、将来を見据えた運用をしていただきたい。

最後に、今後の村の行財政運営を見たとき、極めて厳しい環境は変わらない。令和2年国勢調査による本村の人口は速報値ではあるが1千633人で前回調査より343人(17.4%)の減となり、本格的な人口減少時代に突入している。特に生産年齢人口の減少と急激な高齢化が進む中で、加えて、

各種検診後のフォローを強化し医療費抑制に結びつけていくと共に、コロナ禍ではあるが、住民の健康増進に繋がる事業について

公共施設等の老朽化に対しても、適正な配置や実効性のある維持管理など、施設の最適化を図っていく必要がある。

# 全員協議会

7月20日開催  
(欠席議員なし)



杉山 太 議長

## 協議案件

### 1. 風間浦村津波浸水想定について

青森県より新たな津波浸水想定が5月27日に公表されたため、風間浦村の津波浸水想定

### 2. 役場及び消防庁舎移転建設計画について

風間浦村庁舎等建設検討委員会へ改めて建設候補地の選定について諮問し、令和7年度完成を目標に進めて行くが、遺跡関係調査や土地取得等を要することが考えられるため、その都度議会へ説明していく。

### 3. 新型コロナウイルススワクチン予防接種について

7月15日現在、16歳以上の村民のワクチン2回接種者は1千374人。村の人口1千767人を対象とした場合の接種率は79・7%となり、村内では集団免疫を獲得している。

※集団免疫を構築するには、ワクチン接種割合が総人口の70%以上が必要。

### 4. 風間浦村共通商品券発行事業について

購入できなかつた方が多数いたことから、風間浦村商工会からの要望を受け補助金を追加交付するための予算計上を行いたい。

調整により、財源を早めに対応していただきたい。

お盆前には商品券を使用できるよう商工会にはお願いしている。

このような状況下にあつて、歳入にあつては、従来の国や県などの依存財源の確保と税・料金等の自主財源の確保、収納向上対策等による収入未済額の更なる縮減に加えて、新たな財源の模索にも努める一方、歳出にあつては、各施策や事業の緊急性、有効性等を見極めたうえで、限られた財源の効率的・効果的な経費支出を図ることに、最小の経費で最大の効果を上げるのが今までの以上に求められる。まち・ひと・しごと総合戦略に掲げた施策に関し、緊急度及び優先度を念頭に計画的に遂行するとともに、職員一丸となり行財政改革の意識を十分に認識し、前例にとらわれることなく創意と工夫をもった計画遂行を望むところである。



全員協議会の様子

問 検討委員会へ諮問するにあたり、資料等のたたき台は。  
答 検討委員会で場所を考えながら選定していくという形になる為、その都度提出する資料等は作成していく。



商品券は期限内に  
使いましょ！

# 総務常任委員会

9月16日開催  
(欠席委員なし)



蛸島 巨 委員長

令和3年8月9日風間浦村豪雨災害について、各課より説明及び報告を受けた。  
また、令和3年第3回定例会で審議される提出予定議案11件について担当課から説明を



総務常任委員会の様子

受け審査した。

☆令和3年8月9日風

間浦村豪雨災害につ

いて

○テレビ共同受信施設

等の被害について

**問** 避難所だけでも良

いので情報を得るため

に仮設のテレビアンテナ

を設置をできない

か。

**答** 今回の災害で桑畑

地区の避難所に仮設ア

ンテナを設置してお

り、他の避難所にも検

討していく。

**問** 漁港内の土砂堆積

場の粉塵対策及び災害

ゴミ置き場の悪臭対策

は。

**答** 粉塵については県

に対してブルーシート

等による対策を要望す

る。災害ゴミは早い段

階で撤去に努める。

○土木施設及び水道施設等の被害状況につ

**問** 新湯沢山腹崩壊現場の流木撤去時期は。

**答** 新湯沢上流箇所は

県で間もなく発注予定

である。

○災害関係による予算

専決処分について

## 審査した第3回定例会提出予定議案

●風間浦村過疎地域持続的発展計画について

●風間浦村土地貸付料の不納欠損に係る請求権

の権利放棄について

●風間浦村介護保険料の不納欠損に係る請求権

の権利放棄について

●風間浦村下風呂財産区引湯使用料の不納欠損

に係る請求権の権利放棄について

●令和2年度風間浦村一般会計歳入歳出決算認定

について

●令和2年度風間浦村国民健康保険特別会計歳

入歳出決算認定について

●令和2年度風間浦村簡易水道特別会計歳入歳

出決算認定について

●令和2年度風間浦村介護保険特別会計歳入歳

出決算認定について

●令和2年度風間浦村後期高齢者医療特別会計

歳入歳出決算認定について

●令和2年度風間浦村下風呂財産区一般会計歳

入歳出決算認定について

**問** 工事の着手時期

は。

**答** 工事請負費に係る

応急復旧工事は既に着

手している。

☆議案審査について

**問** 風間浦村過疎地域

持続的発展計画で、前

計画の検証と新計画の

取り組みは。

**答** 前計画では庁舎等

の整備事業が実現でき

なかった。新計画では

毎年度計画を策定する

ことになるので、その

都度議会と協議しながら

事業を進めて行きた

い。

**問** 介護保険料の滞納

者への督促の方法、不

納欠損の処理は。

**答** 今回の不納欠損は

死亡者、生活保護受給

者、村外への転出によ

り徴収が不可能となっ

た分を行うものである。

**問** 引湯使用料滞納分

の事務処理は。

**答** 下風呂財産区管理

会で不納欠損すること

は了承されている。

**問** 桑畑地区内の村道

をコミュニティバスが

運行できないか。

大間原子力発電所対策特別委員会

9月17日開催（欠席委員なし）



金森 一規 委員長

電源開発(株)から

電源開発株式会社大間原子力建設所より、倉田本部長他6名が出席し、新規制基準適合性審査の対応状況につ

いて報告された。

☆新規制基準適合性審査の対応状況について

会社からは、審査会合について9月2日現在で50回、現地調査が1回開催されている。前回の特別委員会以降に開催された審査会合では、震源を特定して策定する地震動について、プレート内地震、海洋プレート内地震は

審議が終了し、地震による津波の影響は継続審査の状況だが、審査は全体的には前進しているとの報告がされた。  
※建設・運転差し止め等請求訴訟の審理状況については、次回の原特委で報告する。

会社の方針は。

☆大間原発三ヶ町村協議会の報告について

道路管理者である青森県と協議しながら、粘り強く関係各方面とも相談し、力を合わせて進めて行きたい。

行政側からの報告

☆大間原発三ヶ町村協議会の報告について

昨年度に引き続き、防災避難道路の早期建設及び原子力発電所の早期工事再開について、経済産業省、国土交通省及び青森県等に要望活動を行うことこの報告があった。



下風呂浄水場仮設急速ろ過機

問 過去にも要望があったが、村道への駐車等を含め運行について桑畑自治会と検討していく。

答 令和4年度以降の活イカ備蓄センターの運営について

答 コロナ禍による観光客の減及びイカ不漁の現状の中、施設の村直営を含め指定管理方法を検討している。

問 水道管の漏水工事箇所数と水道管の布設替え時期は。

答 易国間、蛇浦浄水場整備工事及び下風呂浄水場の災害復旧工事を優先し、水道管の布設替えは検討していく。

審査の結果

説明され提出予定議案11件に対しては了承した



電源開発(株)大間原子力建設所 倉田本部長の挨拶

問 委員

避難道路の早期建設と防災避難路に対する

☆その他





特別委員会の様子



議会運営委員会の様子



中嶋 茂 委員長

## 議会運営委員会

9月17日開催  
(欠席委員なし)

令和3年第3回9月  
定例会の運営に関する  
事項について審議。

### ☆定例会は

今期定例会は、9月  
27日招集の意向を受  
け、提出となる案件等

を勘案した結果、会期  
は同日より29日までの  
3日間とする。

招集告示日は9月21  
日、一般質問は通告期  
限までに1名の通告が  
あり受理された。

開会初日の21日は、  
会期の決定、提案理由  
の説明、各委員会委員  
長報告、選挙管理委員  
会委員並びに補充員の  
選挙、一般質問及び議  
案等の審議まで行い散  
会。28日は休会。29日  
に本会議を再開し、議  
案等の審議を行う。

### ☆意見書の取扱は

青森県町村議会議長  
会からの「コロナ禍に  
よる厳しい財政状況に  
対処し地方税財源の充  
実を求める意見書」は  
賛同し、今期定例会に  
おいて議員発議として  
提案することとする。

### ☆選挙管理委員及び同 補充員の表決方法は

議長による指名推選  
とする。

### ☆議案等の審議は

報告事項及び議案全  
て、本会議において審  
議する。人事案件の表  
決方法については提案  
があつた場合は、従来  
どおり無記名投票で行  
う。

風間浦村易国財産  
区管理会委員は、全員  
が再任であることから  
一括での起立採決で行  
う。



# 村政を問う！ 一般質問

一般質問とは、定例会（臨時会は除く。）において、議員が、あらかじめ通告して、村の施策の状況や方針について、報告・説明を求めたり質問することです。

当村議会においては、一般質問者の持ち時間は1時間に制限されています。

今期定例会では、1名の議員が登壇しました。



金森 一規 議員

- 『このたびの豪雨災害について村はどのような対応をしたのか』
- 『漁業と観光の振興対策はどのように考えているのか』

## 一般質問

1. このたびの豪雨災害について村はどのような対応をしたのか

**Q** 8月10日何時に村は避難指示を出したのか。

**A** 村長 午前3時25分に桑畑避難所を開設、午前5時に村内全域に避難指示を発令し、蛇浦・易国間・下風呂の避難所を開設した。

**Q** 8月10日役場ではどのような対応をしたのか。

**A** 村長 9日夜から防災担当が登庁し対応が始まり、10日午前3時50分には災害警戒本部を設置。午前4時半に災害対策本部へ切り替え、避難所開設等災害対応にあたった。

**Q** 長雨や積雪が予想されるが今後生活面の道路の対応はどうなるのか。

**A** 村長 道路管理者である青森県からは後日開催される連絡調整会議まで具体的な説明がないが、青森県知事は1日も早い完全復旧をお願いしている。また、国土交通大臣、知事には下北総合開発期成同盟会として緊急要望もしている。

**Q** 水が溢れた旅館横の水路の対策は。

**A** 村長 大湯の解体後、水路を広げる等の対応を検討したい。

**Q** 豪雨の中、外で作業をしていると防災無線が聞こえないため、サイレンを鳴らすという考えは。

**A** 村長 消防と協議をしてサイレンの使用方法を検討したい。

**Q** 今回のように避難所にたどり着けない場合、仮の避難所を設置する考えは。

**A** 村長 旅館等に避難所へ行けない方の収容をお願いした。今後については他団体とも協議しながら検討し周知したい。

**Q** 避難せず自宅で待機している方への対応は。

**A** 村長 隣近所で声をかけて逃げるということを、今後、自主防災組織の研修などで進めていかなければならないと思います。ある程度落ち着いたら、今回の災害の反省点、改善点を検討し次の災害に備えたい。

2. 漁業と観光の振興対策はどのように考えているのか

**Q** 新型コロナウイルス感染症と今回の災害により、漁業及び観光への影響が多  
大だが、その現状の把握と今後の対策  
は。

**A** 村長 漁業では磯根資源等漁場の調査が  
必要であり、県の協力をいただき調  
査中。イカ漁の不振等もあり漁業者  
への支援策を検討させている。  
観光業へは、村独自の支援金等の事  
務作業を進めている。また、新型コ  
ロナウィルス感染症の状況次第だ  
が、村独自の観光キャンペーンも迅  
速かつ早急に対応可能な事業から  
進めて行きたい。

**Q** 漁業者に対し今できるのは何か。

**A** 村長 村から漁協には事業の提案をして  
いる。また、県では以前村が行った  
浜掃除をして直接現金収入に繋げ  
るような事業を検討している。



【ちょっと一言】

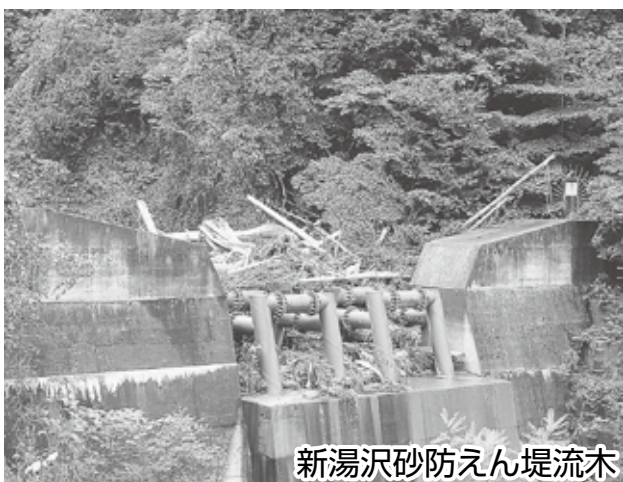
このたびの豪雨災害で被災された皆  
様に心からお見舞い申し上げますと共  
に、1日も早い復旧復興を願います。



桑畑・焼山間国道



消防団活動（大川尻地区）



新湯沢砂防えん堤流木



自衛隊活動（畑尻地区）



8月11日 下風呂畑尻地区



8月11日 小赤川橋



8月12日 消防団活動



8月11日 桑畑温泉湯ん湯ん前入口



8月21日 現地視察



8月11日 いさりび公園

## 編集後記



傍聴を  
しましょう!

|       |       |
|-------|-------|
| 委員長   | 飯田さつき |
| 副委員長  | 嶋島 巨  |
| 委員    | 北館 智明 |
| 中嶋 能登 | 勝彦    |
| 中嶋 茂  |       |

議会広報編集委員会

（文：中嶋）

8月9日から10日にかけての豪雨により被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます

人的被害が無かった事は幸いで、皆さんが元の生活に戻れるよう一日も早い復旧復興を願っています。

これから秋の長雨、台風等で災害が起きないか心配で眠れない日があるうかと思いますが、体調管理には十分気を付けて頑張りましょう。